

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第2号

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成17年新潟県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属設備名	単位	基準額（円）	附属設備名	単位	基準額（円）
電光表示装置設備	1時間につき	1,030	電光表示装置設備	1時間につき	1,000
放送設備		510	放送設備		500
照明設備（通常の 2倍の明るさ）		1,030	照明設備（通常の 2倍の明るさ）		1,000
照明設備（通常の 3倍の明るさ）		2,060	照明設備（通常の 3倍の明るさ）		2,000
競泳競技用備品	一式1時間に つき	1,030	競泳競技用備品	一式1時間に つき	1,000
シンクロナイズド スイミング競技用 備品		1,030	シンクロナイズド スイミング競技用 備品		1,000
水球競技用備品		1,030	水球競技用備品		1,000
水中モニターシス テム		1,030	水中モニターシス テム		1,000
スパッティング	1時間につき	510	スパッティング	1時間につき	500
別記第1号様式（第3条関係）（略）			別記第1号様式（第3条関係）（略）		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。